



福島医発第 255 号(地)

平成 27 年 4 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

日本臨床衛生検査技師会による検体採取等厚生労働省指定講習会について

時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、医療介護総合確保推進法により、臨床検査技師の業務に検体採取等が追加されたことにつきましては、平成 27 年 4 月 20 日付福島医発第 248 号(地)にてお知らせしているところです。

検体採取業務につきまして、平成 27 年 4 月 1 日前に免許を受けた者等（別紙参照）は、あらかじめ厚生労働大臣指定の研修（日本臨床衛生検査技師会が実施する研修）を受けなければならないとされており、今般、日本臨床衛生検査技師会より当該研修についての案内があった旨、別添のとおり日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

講習会の修了者に対しましては、日本医臨床衛生検査技師会会長と厚生労働省医政局長連名の「修了証書」及び日本臨床衛生検査技師会独自の「修了者バッジ」が交付されます。各医療施設所属の臨床検査技師の受講の促進・配慮とともに、医療現場での検体採取業務につきましては、講習会修了者の臨床検査技師の積極的活用及び修了者バッジの着用推進へのご理解をお願いしたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますようご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、当該講習会は、日本臨床衛生検査技師会のホームページ（<https://www.jamt.or.jp/training/>）より申込みができますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

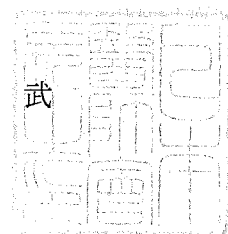
医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

平成 27 年 4 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武



日本臨床衛生検査技師会による
検体採取等厚生労働省指定講習会について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

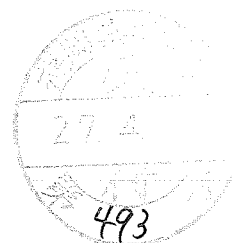
さて、医療介護総合確保推進法により、臨床検査技師の業務に検体採取等が追加されたことにつきましては、平成 27 年 4 月 7 日付 (日医発第 31 号 (地 I 19)) の文書をもってご連絡いたしました。

検体採取業務につきましては、平成 27 年 4 月 1 日前に免許を受けた者等は、あらかじめ厚生労働大臣指定の研修 (日本臨床衛生検査技師会が実施する研修) を受けなければならないとされており、今般日本臨床衛生検査技師会より、当該研修についての案内がありました。

講習会の修了者に対しては、日本臨床衛生検査技師会会長と厚生労働省医政局長連名の「修了証書」と、日本臨床衛生検査技師会独自の「修了者バッジ」が交付されるということです。また、各医療施設所属の臨床検査技師の受講の促進・配慮とともに、医療現場での検体採取業務について、講習会修了の臨床検査技師の積極的活用及び修了者バッジの着用推進へのご理解をお願いしたいということです。

なお、日本臨床衛生検査技師会実施の講習会は、同会のホームページより申込みが可能です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。





26 日臨技発第 516 号

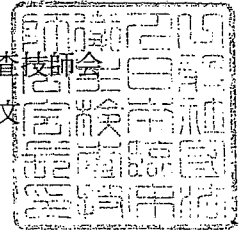
平成 27 年 3 月 28 日

公益社団法人 日本医師会

会長 横倉 義武 殿

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

会長 宮島 喜文



検体採取等厚生労働省指定講習会の受講促進及び
講習会修了者の医療現場での積極的活用について (ご依頼)

謹啓

貴会には、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「医療介護総合確保推進法」という。)(平成26年法律第83号)第14条により臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)の一部改正並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)の一部改正され、本年4月1日から臨床検査技師の業務に検体採取並びに嗅覚検査及び味覚検査が追加されました。(別添1)

検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされており、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものを、厚生労働省告示第49号平成27年3月9日厚生労働大臣塩崎恭久で告示指定されました。(別添2)

つきましては、貴職におかれましても本告示等の趣旨をご了知いただき、貴施設所属臨床検査技師の職員が受講するよう促していただくとともに、受講に当たってもご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、講習会の修了者に対しては、厚生労働省医政局長と本職連名での「修了証書」と本会独自の「修了者バッジ」を交付いたしますので、医療現場での検体採取業務につきましては、講習会修了者の臨床検査技師を積極的に活用ください。

また、「修了者バッジ」については、臨床検査技師への業務追加と講習会修了者であることをお示しすることも考えていますので、検体採取業務に就く場合「修了者バッジ」の着用を推進していますので、何卒、ご理解、ご配慮の程宜しくお願いいたします。

謹白

● 検体採取の追加業務

○ 臨床衛生検査技師等に関する法律関係

医療介護総合確保推進法第14条の規定により、臨床衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)の一部が改正され、本年4月1日から、臨床検査技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて、診療の補助として、以下の検体採取(以下単に「検体採取」という。)を業として行うことが可能になりました。

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これに類するものを採取する行為
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為(生検のためにこれらを採取する行為は除く)
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
- ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
- ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

● 臨床検査技師等に関する法律第2条で臨床検査技師の業務とされている「厚生労働省令で定める生理検査」として、以下の検査が追加された。

○ 臨床検査技師法等に関する法律施行規則関係

- ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。)
- ② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

平成27年3月9日 月曜日 官 報

<table> <tr> <td data-bbox="1220 481 1327 1030"> 事者研修 規則第二十九 条第四号ロに 規定する研修 人山梨県ベ ストコント ール協会 市徳行三 目九番二 八号 </td> <td data-bbox="1061 481 1220 1030"> 防研 41 規則第二十九 条第四号ロに 規定する研修 一茨城県ベ 一般社団法 人茨城県ベ ストコント ール協会 市元吉田水 地一七三六 の八 </td> </tr> </table>	事者研修 規則第二十九 条第四号ロに 規定する研修 人山梨県ベ ストコント ール協会 市徳行三 目九番二 八号	防研 41 規則第二十九 条第四号ロに 規定する研修 一茨城県ベ 一般社団法 人茨城県ベ ストコント ール協会 市元吉田水 地一七三六 の八	○厚生労働省告示第四十九号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推 進するための関係法律の整備等に関する法律（平 成二十六年法律第八十三号）附則第三十二条第一 項の規定に基づき、地域における医療及び介護の 総合的な確保を推進するための関係法律の整備等 に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づ き厚生労働大臣が指定する研修を次のように定め る。 平成二十七年三月九日 厚生労働大臣 塩崎 恭久 地域における医療及び介護の総合的な確保 を推進するための関係法律の整備等に関する 法律附則第三十二条第一項の規定に基づ き厚生労働大臣が指定する研修 地域における医療及び介護の総合的な確保を推 進するための関係法律の整備等に関する法律附則 第三十二条第一項に基づき厚生労働大臣が指定す る研修は、同法第十四条の規定による改正後の臨 床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第 七十六号）第十一条に規定する検体採取に必要な 知識及び技能を修得するための研修であって、一 般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するも のとする。
事者研修 規則第二十九 条第四号ロに 規定する研修 人山梨県ベ ストコント ール協会 市徳行三 目九番二 八号	防研 41 規則第二十九 条第四号ロに 規定する研修 一茨城県ベ 一般社団法 人茨城県ベ ストコント ール協会 市元吉田水 地一七三六 の八		

● 指定講習会の受講義務者

- 医療介護総合確保推進法附則第32条1項において
 - ・平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けている者
 - ・平成27年4月1日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であって平成27年4月1日
後に臨床検査技師の免許を受けた者
- 医療介護総合確保推進法附則第32条第1項の規定に基づく厚生労働大臣が指定す
る研修について（平成27年3月18日医政発0318 第19号厚生労働省医政局長通知）
で定める臨床検査技師
 - ・養成課程において検体採取に係る教育を受けていない臨床検査技師は医療安全の
確保から、あらかじめ、研修を受ける必要がある。

〒143-0016 東京都大田区大森北4-10-7
TEL 03-3768-4722 FAX 03-3768-6722
Mail jamt@jamt.or.jp
担当執行理事 丸田秀夫 事務局 篠崎隆男